



## ともに創ろう！上田の未来

### 『まちづくり』ってなんだろう？

#### 平成23年に定めた 上田市自治基本条例の**前文**(抜粋)を紹介します

近年、少子高齢化の進行や人口の減少とともに、社会情勢が大きく変動する中、様々な社会的課題が生じています。更に、地方分権社会の進展に伴い、私たちはよりいっそう自らが考え行動し、責任を持って課題の解決を図っていく必要があります。

私たちは、誰もが住み続けたいと思う魅力あふれる上田市を創造するとともに、未来を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、より豊かなまちを築いていけるよう、自然や歴史、文化を次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、自治の主体である市民、市議会及び市は、市民が主権者であることを確認し、一人ひとりを尊重するとともに互いに認め合い、それぞれの役割と責任のもと、参加と協働により自治を推進し、活力ある自立した地域社会を実現していく必要があります。

私たちは上田市民憲章を尊重し、持続可能な上田市の発展を願い、本市の自治の最高規範として、自治基本条例を制定します。

この**前文**に『まちづくり』の答えが書かれているよね。

花子さん

一郎さん

大谷さん

# 自分たちのまちを自分たちで 築いていくために



表紙の**前文**に書かれている自治基本  
条例ってどんなお話しなの？

まちづくりの  
ルールが必要だね



「まちづくり」のルールのことを言っているんじゃない？  
**前文**には『誰もが住み続けたいと思う魅力あふれるまちを  
創造する』ということが書かれているよ。

上田市の自然や歴史・文化を勉強して、守ってい  
かないといけないね。それには、一人ひとりが協  
力してできることをやっていくことが必要だね。



## 市民を中心とした サイクル

市民・市議会・市（行政）の  
三者が課題を解決するた  
めに、協力して役割と責任を果  
たし、お互いに作用すること  
でよりよい「まちづくり」が  
進んでいくんだよ。



ぼくたちも「まちづくり」をするの？

そうだよ。みんなも「市民の一人」だよ。  
上田市は『市民が主役のまちづくり』を目指し  
ていて、みんなが『自分事』としてまちづくりに  
取り組んでいくことが重要なんだよ。



## 市民・市議会・市 の役割は？

### 市民

地域の活動など、できることに積極的に  
参加しましょう。

- 市議会で、傍聴、意見などをする。
- 市には、市政への参画と協働などに  
取り組む。



### 市議会

市民の多様な意見が市政に反映され  
るように集約し、意思を決定します。

- 市民には、情報発信な  
どを行う。
- 市には、市政運営の  
チェックなどを行う。



### 市

広く市民の意見を聴いて、市政運営に  
適切に反映させます。

- 市民には、行政サービスの提供や意見の聴取など  
を行う。
- 市議会には、条例・  
予算等の議案の提  
出などを行う。



# もう少し「自治」について考えてみよう

一緒に考えよう!



「自治」ってあまり聞かないけど、自治会とか自治体とか住民自治組織とかいろいろなところで使われているよね。



自治会のおまつりは出たことがあるけど、そもそも自治会ってどんな集まり?



「自治」って、自ら治めるって書くんだよね。

一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い協力し合って、住みよい地域社会を築いていくために組織されている団体のことで、ゴミ集積場の管理や防犯パトロールなどを行っているよ。

そうだよ。自治という漢字のごとく、自分たちの地域の課題はそこに住んでいる自分たちの意思に基づいて対処する、ということを行っているんだよ。

よく気がついたね。



## それぞれが担う役割



### 上田市の自治組織

上田市には241の自治会があるんだよ。

自治体とは都道府県や市区町村などのことを指しているね。

上田市の住民自治組織には、公民館単位をベースとして令和3年10月末で11の組織が設立されているんだよ。

それぞれの組織で地域のために活動が続けてきてくれている人がいるね。

# そもそも「条例」って なんだろう

さらに深めて  
みよう!



条例って何となく聞いたことがあるけど、  
もっと詳しく知りたいな。

条例とはね、国が定めた憲法に則り、上田市（自治体）が法令の  
範囲内で議会の議決によって制定した法形式の名称のことで、  
前文にも書いてあるとおり**自治基本条例**は、上田市の自治の最  
上位の決まりとして位置付けられているんだよ。



そうね。上田市の一番大切なルールということが分かったわ。

上田市のルールだけじゃなくて日本全国の人や世界  
のみんなと暮らしていくためには、共通のルールが必要  
だよ。自分たちだけが良ければいいという考え方  
では、ダメなことは何となく分かるよね。



うん、そうだね。  
国や市のルール、学校や地域のルール、家の中にも  
決まりごとは確かに必要だよ。



だんだん分かってきたよ。



**日本国憲法**  
● 国民主権  
● 国民の権利と義務

● 国のルール



## 自治基本条例の 成り立ち

この条例は、平成23  
年3月に上田市議会で  
可決・制定されたんだ  
よ。(平成23年4月施行)

そして、この条例は、  
施行後5年を超えない  
期間ごとに見直しを行  
うものとされていて、平  
成28年3月に1回目の  
改正をし、令和2年度に  
は2回目の見直しの検  
討を行って、条文は改正  
せず、逐条解説(条例を  
解説したもの)の改正を  
行ったよ。



**上田市自治基本条例**  
● 市民の権利と責務  
● 市議会及び市の役割と責務  
● 情報共有、地域コミュニティ、行政運営  
などのルール

● 市のルール



● 自治会のきめごと  
● ごみの出し方  
● 学校のきめごと

● 地域のルール  
● 学校のルール



● 世帯の  
ルール

# 「参加」と「協働」って どんな意味？

まちづくりでは  
よく聞く言葉だね！



まちづくりに「参加」するって  
どうすればいいの？

地域の清掃活動に「参加」したり、  
日常生活で買い物にエコバックを  
使うこと、ご近所の方に元気にあい  
さつをするのもまちづくりの1つ  
なんだよ。



できることから  
始めよう！



公園に花を植えている人たちがいるけど、  
ぼくもできるかな。

できるよ！  
魅力あるまちをつくるために、自治会や事業所、NPO法人  
などの市民活動団体や個人が、さまざまな活動をしてくれ  
ているね。他の人たちと協力して地域の問題を解決するこ  
とが「協働」の取組と言って、これもより良いまちづくりに  
つながっていくよ。



わたしにもできることが何かないか、  
考えてみるわ。



## NPOとは

営利を目的とはせず社会的活動を行  
う団体（非営利団体）で、ボランティア  
活動を志すグループまたは一定の組織  
として身近な地域や社会の課題解決の  
ために目的を持ち、社会をより良くす  
るために活動を行う団体のことを言う  
ね。

## 協働とは

市民と市が「住み続けたい」と思う地  
域社会を築くために、それぞれの役割  
や責任のもとで、お互いを尊重し、対等  
な関係で、協力し合っていくことを「協  
働」と言っているね。



# 調べてみよう

興味を持とう！



「まちづくり」って  
どんな方法があるのかな。



まずは、みんなの「まち」を知ることが大切だよ。  
ここで暮らす人たちが「幸せ」と思えることはどんな  
ことか考えてみよう。



わたしは、市民活動  
団体や個人の活動っ  
て、どんな人たちが  
どんなことをしてい  
るか知りたいな。

上田市には福祉や環境や子育て  
などいろんな分野の市民活動団  
体があるんだよ。  
団体に所属しなくても個人的に  
活躍している人もたくさんいる  
ね。みんな、まちづくりの縁の下  
の力持ちだね。みんなもそんな  
人になれたらカッコイイね。



# 興味を持った人は、市の職員による 「出前講座」に申し込んでみよう



「まちづくり」って楽しそう。  
もっと詳しく知りたいな。

市役所の職員と一緒に勉強し、  
意見を交わしてみよう！



上田市の事や  
市役所の事も  
丁寧に教えて  
くれるよ



この冊子で出てきた  
難しい単語や  
表現があったら質問してね



# まちづくりへの第一歩 “きっかけ”

始めてみよう!



自分の住むまちが「もっとこうなったらいいな」  
と思うことは、誰しもあるよね。  
そんな気持ちに気付くことから始めてみよう。  
それを実現していくには、どうしたらいいかな？  
できることは何なのか話し合ってみよう！

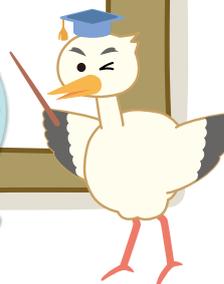


## チェックシート

あなたの心の中にある思いを確認してみてください。  
設問のように考えたことがあればチェックを入れてください。

- 通学路のあの場所が、危ない気がする
- ゴミの分別は、上田市のルールに沿ってやっているよ
- 地震や台風がいつ来てもいいように、準備しておきたい
- バスや電車がなくならないようにするには、どうしたらいいかな
- とناりで独り暮らしをしているおばあちゃんが、困っていないかな
- 地域のお祭りに、何か協力できたらいいな
- こんなお店が集まれば、上田市はもっと魅力的になるよね
- 上田市ならではの、お土産を考えてみたらどうかな
- いつも会う交通整理のおじさんに、あいさつをちゃんとしたいな
- 住みやすいまちになるよう、私にもできることがきっとある

いくつチェックが  
ついたかな？  
お友達とどんな結果に  
なったか、話し合っ  
てみてね。



“大海の水も一滴から”  
ちょっとしたことの積み重ねが  
未来のまちをつかっていきます。  
さあ、できることから始めましょう！



上田市自治基本条例の手引き  
**ともに創ろう！上田の未来**

令和3年11月1日

発行▶上田市 市民まちづくり推進部  
市民参加・協働推進課  
電話 0268-75-2230



上田市  
自治基本条例

学校名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 組

氏 名 \_\_\_\_\_